

とちぎ広域消防事務組合火災予防規則

〔平成28年3月18日
規則第20号〕

改正 令和元年規則第6号、令和3年規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及びとちぎ広域消防事務組合火災予防条例（平成28年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公示の方法)

第2条 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第1条に規定する組合長が定める方法は、次のとおりとする。

- (1) とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）第8条第1項の規定により準用する帯広市公告式条例（昭和25年帯広市条例第26号）に定める方法
- (2) とちぎ広域消防局又は消防署の掲示板への掲示
- (3) とちぎ広域消防事務組合ホームページへの掲載

(防火対象物の点検基準及び特例認定基準)

第3条 省令第4条の2の6第1項第9号及び第4条の2の8第1項第4号の規定に基づき組合長が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 火を使用する設備の位置、構造及び管理等が、条例の基準に適合していること。
- (2) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いが、条例の基準に適合していること。
- (3) 消防用設備等が、条例の基準に適合していること。

(火災発生時の通報場所)

第4条 法第24条第1項（法第36条第8項の規定で準用する場合を含む。）の規定による火災を発見した者の通報すべき場所は、とちぎ広域消防局、消防署、消防署の支署、出張所又は分遣所とする。

(灰捨場等の安全距離)

第5条 条例第2条第1項第15号アに規定する火災予防上安全な距離は、1.2メートル以上とし、同号イに規定する火災予防上安全な距離は、0.5メートル以上とする。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第6条 条例第2条第2項第3号、第19条第1項第11号及び第29条第1項第14号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指定する。

- (1) 条例第2条第2項第3号（条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第3項、第9条第2項、第10条第2項、第11条、第12条、第14条第2項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

- (ア) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者
- (イ) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第6条第2項、第11条及び第12条において条例第2条第2項第3号を準用する場合に限る。）
- イ 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者
 - (ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - (イ) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者
- (2) 条例第19条第1項第11号（条例第13条第1項及び第3項、第19条第3項、第20条第2項、第21条第2項及び第3項、第22条第2項及び第4項、第23条第2項、第24条第2項並びに第25条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
 - ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
 - ウ 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第21条第2項及び第3項において条例第19条第1項第11号を準用する場合に限る。）
 - エ 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第22条第2項及び第4項において条例第19条第1項第11号を準用する場合に限る。）
 - オ 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第23条第2項において条例第19条第1項第11号を準用する場合に限る。）
- (3) 条例第29条第1項第14号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

（変電設備等）

第7条 条例第19条第1項第9号（条例第19条第3項、第21条第3項及び第4項、第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定による防火上有効な間隔は、別表第1に掲げる数値以上の間隔とする。

2 条例第22条の蓄電池設備の容量及び電槽は、次により算定するものとする。

- (1) 定格容量は、10時間（アルカリ蓄電池にあつては、5時間）放電率容量とすること。
- (2) 電槽の数は、単位電槽の数とすること。

（危険物品の指定及び裸火使用等の申請）

第8条 条例第35条第1項各号に規定する場所（次項において「指定場所」という。）に持ち込んではならない火災予防上危険な物品は、次に掲げるものとする。ただし、常時携帯するもので軽易なものは、この限りでない。

- (1) 法別表第1に掲げる危険物及び条例別表第3に掲げる指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類

(2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に掲げる可燃性ガス

(3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類

2 条例第35条第1項ただし書の規定により、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとするときは、禁止行為の解除承認申請書（様式第1号）により管轄消防署長に申請し、その承認を受けなければならない。

（がん具用煙火を消費してはならない場所）

第9条 条例第38条第1項に規定する火災予防上支障のある場所は、次のとおりとする。

(1) 引火性又は可燃性の物品を貯蔵し、又は取扱っている場所及びその付近

(2) 強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその付近

(3) 火の粉若しくは火花が落下し、又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所

（少量危険物施設等の安全装置）

第10条 条例第50条第2項第5号及び第53条第1項第4号の規定による安全装置は、次のいずれかに掲げるものとする。

(1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

(2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの

(3) 警報装置で、安全弁を併用したもの

（危険物を貯蔵し、又は取り扱ってはならない百貨店等及び地下街の出入口の付近等）

第11条 条例第59条第1項第1号に規定する出入口の付近は、百貨店等にあつては、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口から水平距離6メートルの範囲内とする。

2 条例第59条第1項第2号に規定する階段の直下及びその付近は、階段裏面の水平投影面上の空間部分及び当該階段から水平距離6メートルの範囲内とする。

（教育担当者の届出）

第12条 条例第76条第2項（条例第77条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、教育担当者選任（解任）届出書（様式第2号）によって行わなければならない。

（カラオケボックス等の外開きの戸に関する基準）

第13条 条例第83条ただし書に規定する避難上支障とならない外開きの戸は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 外開きの戸を開放した場合において、避難通路の有効幅員を常に60センチメートル以上確保できるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、外開きの戸のうち、当該戸が設けられた個室を利用する者以外の者が避難のために使用する避難通路に面しないもの

（避難通路等の維持の基準）

第14条 条例第84条第3項に規定する屋上広場の避難上有効な維持の基準は、次のとおりとする。

(1) 屋上広場は、特別避難階段及び避難階段（建築基準法施行令第123条に規定する特別避難階段及び避難階段をいう。）、固定避難用タラップその他有効な避難設備及び避難器具を有する防火対象物にあつては、これらに有効に通ずること。

(2) 5階以上の階を百貨店の用途に供する防火対象物にあつては、次によること。

ア 屋上広場には、避難の障害となる工作物を設け、または物件を置かないこと。

イ 屋上広場の面積は、当該防火対象物の建築面積の2分の1以上とすること。

2 条例第84条第4項に規定する主要避難通路の色別等の方法は、次のとおりとする。

- (1) 主要避難通路の床面は、着色テープ、敷物、タイル等(以下「着色テープ等」という。)により他の部分と明確に区分できるよう明示すること。
- (2) 防火設備を設ける場合には、当該防火設備の閉鎖又は作動の妨げとなる範囲を床面に着色テープ等で明示すること。

(避難経路図の記載事項)

第15条 条例第85条に規定する避難経路図は、防火対象物の階ごとに掲出するものとし、その記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難施設の設置位置
- (2) 現在地及び2方向以上の避難経路
- (3) 宿泊者等に対する避難時の注意事項
- (4) 消火器、屋内消火栓等の設置位置
- (5) その他避難に関して必要な事項

(標識の規格)

第16条 条例に定める標識及び掲示板の規格は、別表第2のとおりとする。ただし、消防局長が火災予防上この規格と同等以上の効果があると認めるときは、他の標識等をもって代えることができる。

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第17条 条例第91条第2項の規定による提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書(様式第3号)によって行わなければならない。

(防火対象物使用開始の届出書)

第18条 条例第92条第1項の規定による届出は、防火対象物使用開始届出書(様式第4号)(様式第4号の2)によって行わなければならない。

2 条例第92条第2項の規定により前項の届出書に添えなければならない図書は、次のとおりとする。ただし、既に消防機関に提出されている図面等については、この限りでない。

- (1) 案内図、平面図、立面図、主要断面図及び仕上表
- (2) 消防用設備等の設計図、仕様書、計算書、系統図、配管又は配線図(平面図及び断面図に配管、配線及び機器を示したもの。)並びにはり及び天井の詳細図
- (3) 危険物保有に関する概要図

(火を使用する設備等の設置の届出)

第19条 条例第93条の規定による届出は、設置工事を開始する日の7日前までに次に掲げる届出書によって行わなければならない。

- (1) 条例第93条第1号から第11号までに掲げる設備 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書(様式第5号)
- (2) 条例第93条第12号から第15号までに掲げる設備 変電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書(様式第6号)
- (3) 条例第93条第16号に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書(様式第7号)
- (4) 条例第93条第17号に掲げる設備 水素ガスを充てんする気球の設置届出書(様式第8号)

2 前項の届出書には、届出に係る設備の配置図、立面図、構造図、電気配線図及び仕様書等の関係図書を添付しなければならない。

(火災とまぎらわしい煙などを発する恐れのある行為などの届出)

第20条 条例第94条の規定による届出は、当該行為を行う日の3日前までに次に掲げる届出書によってしなければならない。ただし、条例第94条第1号の届出については、電話又は口頭によることができる。

- (1) 条例第94条第1号に掲げる行為 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(様式第9号)
 - (2) 条例第94条第2号に掲げる行為 煙火打上げ(仕掛け)届出書(様式第10号)
 - (3) 条例第94条第3号及び第4号に掲げる行為 催物開催・臨時客席等設置届出書(様式第11号)
 - (4) 条例第94条第5号に掲げる行為 水道断(減)水届出書(様式第12号)
 - (5) 条例第94条第6号に掲げる行為 道路工事届出書(様式第13号)
 - (6) 条例第94条第7号に掲げる行為 露店等の開設届出書(様式第14号)
- (指定洞道等の届出)

第21条 条例第95条の規定による届出は、指定洞道等(変更)届出書(様式第15号)によって行わなければならない。

(ストーブ又は煙突の取付掃除業者の届出)

第22条 条例第96条の規定による届出は、煙突取付掃除業届出書(様式第16号)によって行わなければならない。

(火を使用する設備、器具等の製造及び整備業の届出)

第23条 条例第97条の規定による届出は、液体燃料燃焼器具整備業届出書(様式第17号)によって行わなければならない。

(消防設備業の届出)

第24条 条例第98条の規定による届出は、消防設備業届出書(様式第18号)によって行わなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵、取扱いの届出)

第25条 条例第99条の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物貯蔵取扱所の設置(廃止)の届出は、少量危険物指定可燃物貯蔵所取扱所設置(廃止)届出書(様式第19号)によって行わなければならない。

(タンクの水張検査等の申請書)

第26条 条例第100条の規定による指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査の届出は、タンク水張・水圧検査申請書(様式第20号)によって行わなければならない。

2 消防局長は、前項の申請があった場合において、必要な検査を行い支障がないと認めるときは、少量危険物タンク検査済証(様式第21号)を交付するものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第27条 条例第101条第3項に規定する公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第101条第3項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第28条 条例第101条第3項に規定する公表の手続きは、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) とちち広域消防事務組合ホームページへの掲載

(2) とちち広域消防局及び前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物が存する区域を管轄する消防署の掲示板

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

(3) その他消防局長が必要と認める事項

3 消防局長は、公表中の違反が是正されたことを確認した場合は、当該違反に係る内容を削除するものとする。

(届出書等の提出部数等)

第29条 条例及びこの規則に基づいて、消防局長又は消防署長に提出する届出書又は申請書の部数は、2部とする。ただし、第20条第1号、第2号及び第4号に規定するものにあつては1部とする。

2 消防局長又は消防署長は、前項本文の届出書又は申請書を受理したときは、必要な審査を行い、支障がないと認めるときは、その1部に届出済(様式第22号又は様式第22号の2)又は承認済(様式第23号又は様式第23号の2)の印を押印して届出者又は申請者に交付するものとする。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則(平成28年3月18日)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第27条及び第28条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、帯広市火災予防規則(昭和61年帯広市規則第31号)、北十勝消防事務組合火災予防規則(昭和61年北十勝規則第5号)、西十勝消防組合火災予防条例施行規則(昭和61年西十勝規則第9号)、南十勝消防事務組合火災予防条例施行規則(昭和61年南十勝規則第2号)、東十勝消防事務組合火災予防条例施行規則(昭和62年東十勝規則第9号)又は池北三町行政事務組合火災予防条例施行規則(平成2年池北三町規則第1号)(以下これらの規則を「旧条則」という。)の規定に基づきなされた処分、手続き、その他の行為は、施行日においてそれぞれこの規則の相当する規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、旧条則に基づく様式により行った、又は行っている手続については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、旧条則に基づく様式

については、所要の修正を行うことができるものとする。

附 則（令和元年6月27日）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年2月22日）

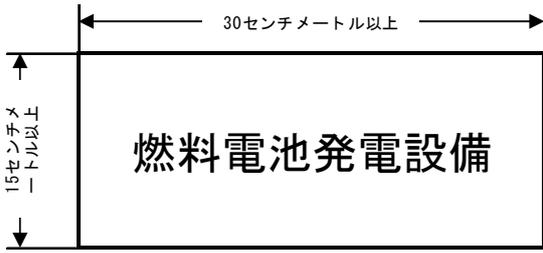
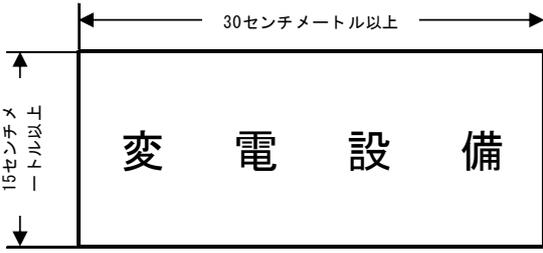
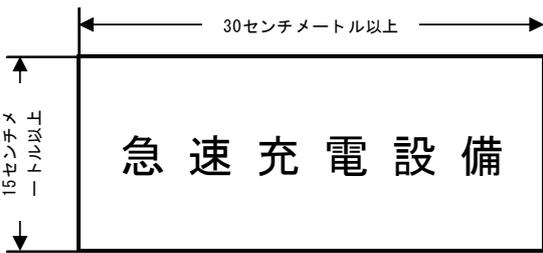
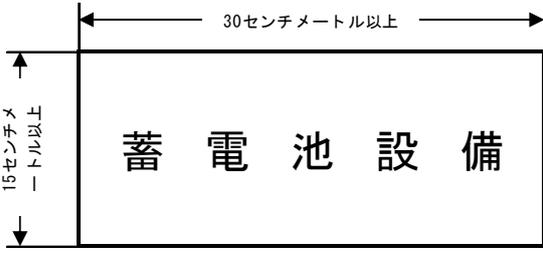
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

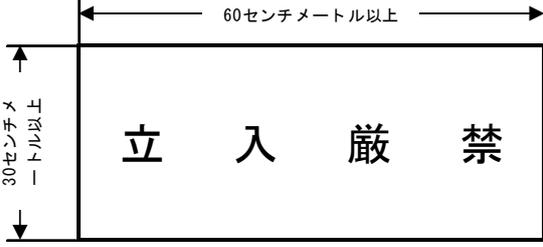
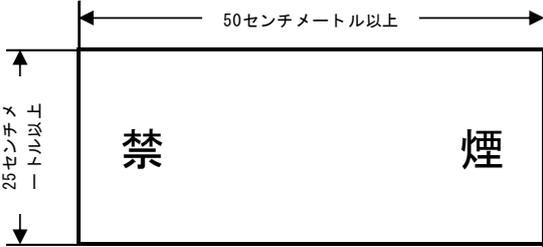
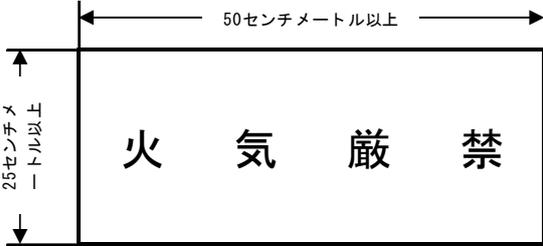
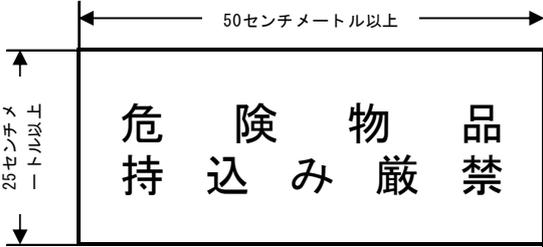
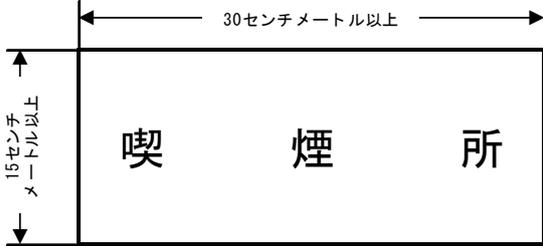
別表第1（第7条関係）

変電設備等の防火上有効な間隔

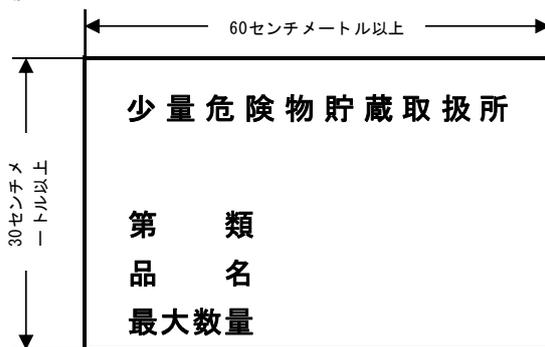
種類	防火上有効な間隔を確保する部分		間隔
変電設備	配電盤	操作を行う面	100センチメートル。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は、120センチメートル
		点検を行う面	60センチメートル
		換気口を有する面	20センチメートル
	変圧器、コンデンサー その他これらに類する 機器	点検を行う面	100センチメートル。ただし、点検を行う面が相互に面する場合は、120センチメートル
		その他の面	20センチメートル
内燃機関を 原動力とする 発電設備	制御装置	操作を行う面	100センチメートル。ただし、操作を行う面が相互に面する場合は、120センチメートル
		点検を行う面	60センチメートル
		換気口を有する面	20センチメートル
	発電機及び内燃機関	周囲	60センチメートル。ただし、発電機及び内燃機関相互間は、100センチメートル
蓄電池設備	充電装置	操作を行う面	100センチメートル
		点検を行う面	60センチメートル
		換気口を有する面	20センチメートル
	蓄電池	点検を行う面	60センチメートル
		列の相互間	60センチメートル(架台等に設ける場合で蓄電池の上端の高さが床面から160センチメートルを超えるものにあつては、100センチメートル)
		その他の面	10センチメートル。ただし、単位電槽相互間を除く。

別表第2 (第16条関係)

根拠条文	種類、規格及び様式形状
<p>条例第13条第1項及び第3項</p>	<p>燃料電池発電設備である旨の標識</p>  <p>30センチメートル以上</p> <p>15センチメートル以上</p> <p>燃料電池発電設備</p> <p>地 白色 文字 黒色</p>
<p>条例第19条第1項第7号及び第3項</p>	<p>変電設備である旨の標識</p>  <p>30センチメートル以上</p> <p>15センチメートル以上</p> <p>変電設備</p> <p>地 白色 文字 黒色</p>
<p>条例第20条第2項</p>	<p>急速充電設備設備である旨の標識</p>  <p>30センチメートル以上</p> <p>15センチメートル以上</p> <p>急速充電設備</p> <p>地 白色 文字 黒色</p>
<p>条例第21条第2項及び第3項</p>	<p>発電設備である旨の標識</p>  <p>30センチメートル以上</p> <p>15センチメートル以上</p> <p>発電設備</p> <p>地 白色 文字 黒色</p>
<p>条例第22条第2項及び第4項</p>	<p>蓄電池設備である旨の標識</p>  <p>30センチメートル以上</p> <p>15センチメートル以上</p> <p>蓄電池設備</p> <p>地 白色 文字 黒色</p>

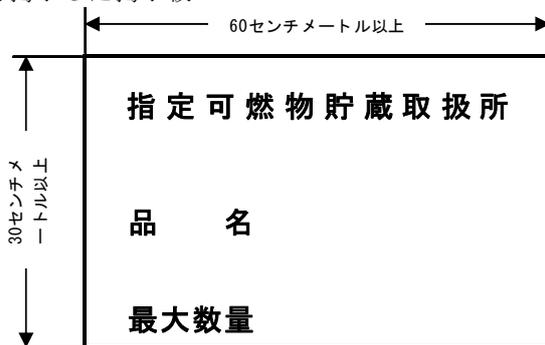
<p>条例第26条第3号</p>	<p>水素ガスを充てんする気球を掲揚又はけい留する場所の立入を禁止する旨の標識</p>  <p>地 赤色 文字 白色</p>
<p>条例第35条第2項</p>	<p>「禁煙」と表示した標識</p>  <p>地 赤色 文字 白色</p>
	<p>「火気厳禁」と表示した標識</p>  <p>地 赤色 文字 白色</p>
	<p>「危険物品持込み厳禁」と表示した標識</p>  <p>地 赤色 文字 白色</p>
<p>条例第35条第4項第2号</p>	<p>「喫煙所」と表示した標識</p>  <p>地 白色 文字 黒色</p>

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに類、品名及び最大数量を掲示した掲示板



地 白色
文字 黒色

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに品名及び最大数量を掲示した掲示板



地 白色
文字 黒色

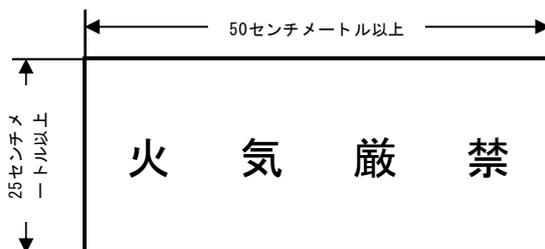
条例第50条第2項第1号

条例第61条第3項

条例第62条第2項第1号

次に掲げる少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲げる注意事項を表示した掲示板

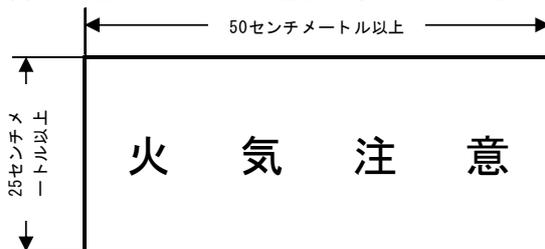
- (1) 法別表第1に掲げる第2類の危険物のうち引火性固体
- (2) 法別表第1に掲げる第3類の危険物のうち自然発火性物質
- (3) 法別表第1に掲げる第4類の危険物
- (4) 法別表第1に掲げる第5類の危険物
- (5) 指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類



地 赤色
文字 白色

次に掲げる少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲げる注意事項を表示した掲示板

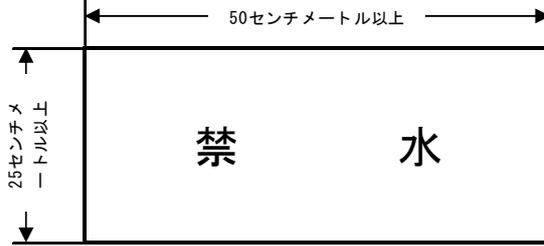
- (1) 法別表第1に掲げる第2類の危険物（引火性固体を除く。）
- (2) 指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。）



地 赤色
文字 白色

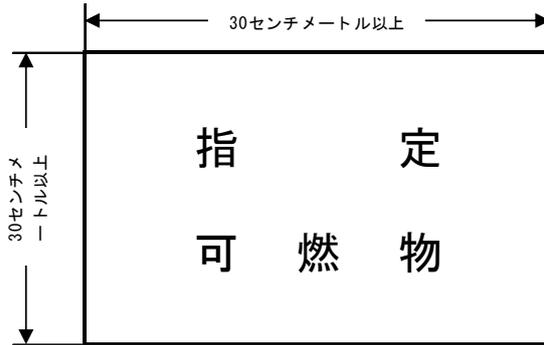
次に掲げる少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲げる注意事項を表示した掲示板

- (1) 法別表第1に掲げる第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの
- (2) 禁水性物質（条例第40条の7第1項第3号）



地 青色
文字 白色

移動タンクにおいて可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合の標識



地 黒色
文字 黄色

条例第72条

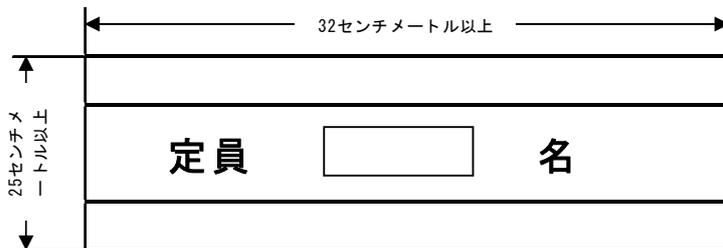
消防用水である旨の標識



地 赤色
文字 白色

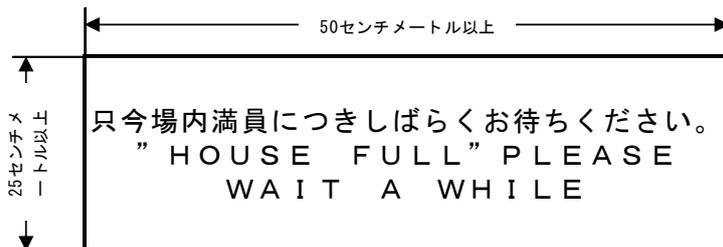
条例第86条第4号

定員表示板



地 白色
定員枠内 白色
横線 金色
枠内の地 赤色
文字 黒色

満員札



地 赤色
文字 白色

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日		
様 申請者 住所 (電話 番) 氏名		
とから広域消防事務組合火災予防条例第35条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので申請します。		
申請場所	所在地	電話 番
	名称	用途
	階	階の用途
解除の承認を受けようとする行為	種類	喫煙 ・ 裸火 ・ 危険物品持込み
	期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	内容	
	理由	
責任者	住所	電話 番
	職業	
	氏名	
火災予防上講ずる措置		
その他		
※ 受付 欄	※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 申請場所の詳細及び当該場所付近の概要図を添付すること。

教育担当者選任（解任）届出書

様		年 月 日
届出者		
住所		(電話 番)
氏名		
担 当 営 業 所	所 在 地	電 話 番
	名 称	
	従 事 者	人
選 任	氏名、生年月日	
	住 所	
	選 任 年 月 日	
	職 務 上 の 地 位	
	教育担当者講習 課程修了証交付 年月日・番号	年 月 日 第 号
解 任	氏 名	
	住 所	
	解 任 年 月 日	年 月 日 選任年月日 年 月 日
	解 任 理 由	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

防火対象物使用開始届出書

年 月 日						
様						
届出者						
住所 (電話 番)						
氏名						
防火対象物又はその部分の使用を開始したいので、とちち広域消防事務組合火災予防条例第92条第1項の規定に基づき届け出ます。						
防火対象物・敷地の概要	所在地					電話 番
	名称			主要用途		
	所有者	住所	電話 番			
		氏名				
		所有形態	単独・共有・区分・証券化・指定管理・民間資金活用・その他			
	所有者との関係	本人 ・ 貸借 ・ 転借 ・ その他 ()				
	※消防同意年月日			※消防同意番号	第	号
	工事等開始日			使用開始日		
	他の法令による許可					
	敷地面積	m ²		建築面積	m ²	
				延面積	m ²	
	従業員数			公開時間又は従業員時間		
屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の概要						
その他の必要な事項						
※ 受付 欄			※ 経 過 欄			

(裏)

防火対象物棟別概要 (第号)	用途			構造				
	種類 階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防等 設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な設備	
階								
階								
階								
階								
階								
階								
計								

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第4号の2防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 所有形態及び所有者との関係欄は、該当するものを丸印で囲むこと。
- 5 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 6 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。
- 8 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

防火対象物棟別概要追加書類

(第号)	用途			構造				
	種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な設備	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
(第号)	用途			構造				
	種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な設備	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号（第19条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

		年 月 日	
様		届出者	
		住所	(電話 番)
		氏名	
防火対象物	所在地	電話 番	
	名称	用途	
設置場所	用途	床面積 m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等
	構造	階層	
届出	設備の種類		
	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	
設備	設備の概要		
	使用する燃料・熱源・加工液	種類	使用量
	安全装置		
取扱責任者の職氏名			
工事施工者	住所	電話 番	
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第6号（第19条関係）

急速充電設備設置届出書
 急変燃料電池発電設備設置届出書
 蓄電池設備設置届出書

年 月 日					
様					
届出者					
住所 (電話 番)					
氏名					
防火対象物	所在地	電話 番			
	名称	用途			
設置届出	構造	場所	床面積		
			屋内 (階)、屋外	m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等	不燃区画	有・無	換気設備	有・無
届出設備	電圧	V	定格出力又は定格容量	Kw AH・セル	
	着工 (予定) 年 月 日		竣工 (予定) 年 月 日		
	設置の概要	種別	キュービクル式 (屋内・屋外)・その他		
主任技術者氏名					
工事施工者	住所	電話 番			
	氏名				
※ 受付 欄			※ 経過 欄		
備考					

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、変電設備、燃料電池発電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
- 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に転載して添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 当該設備の設計図書を添付すること。

ネオン管灯設備設置届出書

様		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 番) 氏名	
防火 対象 物	所在地	電話 番	
	名称	用途	
届 出	設備容量		
	着工（予定） 年 月 日	竣工（予定） 年 月 日	
設 備	設備の概要		
工 事 施 工 者	住 所	電話 番	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日									
様 届出者 住所 (電話 番) 氏名									
設置請負者	住所			電話 番					
	氏名								
看 視 人 氏 名 他 人									
設置期間	掲 揚			自 至					
	けい留			自 至					
設 置 目 的									
設 置 場 所	地名・地番								
	地上又は屋上の別			用 途		立入禁止の方法			
充てん又は作業の方法			日 時		場 所				
			方 法		ガス置場				
構	気 球 型		直 径		材 質				
			体 積		厚 さ				
揚 綱			材 質		太 さ				
造	電 球 の 定 格 電 圧		灯 数		配列方式		直列、並列		
	電 飾 の 種 類			断 面 積					
総 重 量					そ の 他 必要事項				
支 持 方 法		掲 揚							
		けい留							
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為の届出書

年 月 日	
様	
届出者	
住所 (電話 番)	
氏名	
發生予定日時	自 至
發生場所	
燃焼物品名 及び数量	
目的	
その他 必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第10号（第20条関係）

煙 火 打 上 げ 届 出 書

年 月 日	
様	
届出者 住所 (電話 番) 氏名	
打 上 げ 予 定 日 時 仕 掛 け	自 至
打 上 げ 場 所 仕 掛 け	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打 上 げ に 直 接 従 仕 掛 け 事 する 責 任 者 の 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

催物開催届出書
臨時客席等設置

年 月 日				
様				
届出者				
住所 (電話 番)				
氏名				
防火対象物	所在地	電話 番		
	名称		本来の用途	
使用箇所	位置	面積	客席の構造	
			m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
臨時に客席及び舞台を設ける場合の数・設置方法	客席数	席	舞台の数	か所
使用目的				
使用期間		開催時間		
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名	
防火管理者氏名				
その他の事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 使用する防火対象物の略図を添付すること。

水道断水届出書

様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 番)
断水予定日時	自 至	
断水区域		
工事場所		
理由		
現場責任者氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

道 路 工 事 届 出 書

様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 番)
工 事 予 定 日 時	自 至	
路 線 及 び 箇 所		
工 事 内 容		
現 場 責 任 者 氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

露店等の開設届出書

様		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 番) 氏名	
開設期間	自至 年 月 日	営業時間	開始 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の本数	
現場責任者氏名	(電話)		
その他必要事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

指定洞道等（変更）届出書

様		年 月 日
		届出者
		事業所名
		所在地 (電話 番)
		代表者氏名
設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞道等の名称		
設置場	起 点	
	終 点	
所	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

煙突取付掃除業届出書

様		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 番) 氏名	
事業所	所在地	電話 番	
	名称		
	代表者		
事業内容			
対象地域			
事業開始年月日		年 月 日	従業員数 名
事業種別	販 売 ・ 工 事 ・ そ の 他		
従事者 経歴概要			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第17号（第23条関係）

液体燃料燃焼器具整備業届出書

年 月 日			
様		届出者	
		住所	(電話 番)
		氏名	
事業所	所在地	電話 番	
業名	称		
所代	表 者		
事業内容			
対象地域			
事業開始年月日		年 月 日	従業員数 名
事業種別	販 売 ・ 工 事 ・ 整 備		
熟練者の概要	氏 名	修了講習等名称	取得年月日及び番号
			年 月 日 第 号
			年 月 日 第 号
添付概要			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

消防設備業届出書

様		年 月 日
届出者		
住所		(電話 番)
氏名		
事	所 在 地	電 話 番
業	名 称	
所	代 表 者	
法 人 登 録	有 ・ 無	登 録 年 月 日 年 月 日
事 業 開 始 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日	事 業 所 の 従 業 員 数 名
変 更 内 容 事 由		
事業の主要目的が消防設備業以外の場合、その事業内容		
業 務	種 類	内 容
		工 事 整 備 点 検 販 売
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「業務」の内容欄は、該当事項に○を記入すること。
- 4 「業務」の種類欄、「消防設備士・消防設備点検資格者」欄及び「保有する検査機器等」欄に記入できない場合は、別紙を用いて添付すること。
- 5 届出事項のうち、「届出者」、「事業所」及び「業務」の欄のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに届出をすること。
- 6 「その他」の欄は、次によること。
 ア 変更の場合は、変更を行う前の届出書の届出年月日及び受付番号を記入すること。
 イ 工事、設備又は点検業務を行う者で、工事、整備又は点検を行う上で必要となる消防設備士又は消防設備点検資格者以外の資格を有するものがある場合は、当該資格者の資格内容等を記入すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。

(裏)

消防設備士・消防設備点検資格者	氏名	免状の種類及び交付番号	交付年月日	交付都道府県	現住所
		種第類号	年月日		
		種第類号	年月日		
		種第類号	年月日		
		種第類号	年月日		
		種第類号	年月日		
		種第類号	年月日		
		種第類号	年月日		
保有する検査機器等	点検機器等の名称	製造者名	型式	保有数	備考
その他					
事業所の案内図					

少量危険物 貯蔵所 設置（廃止）届出書
 指定可燃物 取扱所

年 月 日				
様				
届出者				
住所 (電話 番)				
氏名				
貯蔵又は取扱い の場所	所在地			
	名称			
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱い 法の概要				
貯蔵又は取扱い場 所の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開 始予定期日又は期間 (廃止年月日)				
その他必要な事項 (廃止理由)				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

年 月 日			
様			
申請者			
住所 (電話 番)			
氏名			
設置者	住所		
	氏名		
タンク構造	形状		l
	寸法	mm	
	材質記号 及び板厚		
タンクの最大 常用圧力	K P a		
検査の種類	水 張・水 圧		
製造者及び 製造年月日			
検査希望年月日	年 月 日		
検査希望場所			
その他必要な事項			
※ 受付 欄	※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄
	検査年月日 検査番号		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 タンクの略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

正

水張又は水圧の別				
検査圧力				
タンク構造	形状		容量	l
	寸法	mm		
	材質及び記板号	圧		
タンクの最大常用圧		K P a		
製造者及び製造年月日		年 月 日		
検査番号 第 号				
年 月 日				
		とちち広域消防事務組合長		印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

副

少量危険物タンク検査済証	
検査圧力	k P a
検査番号 第	号
検査年月日	年 月 日
とちち広域消防事務組合	

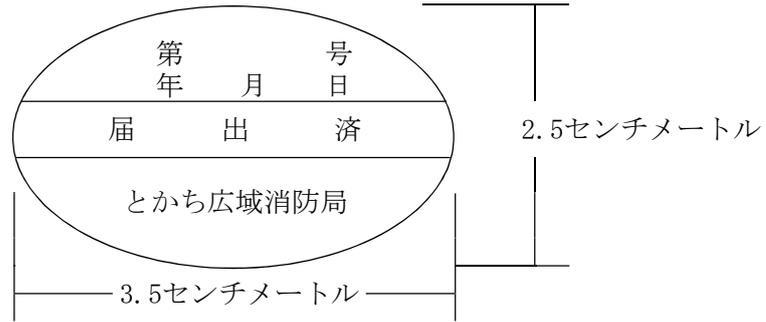
50ミリメートル

70ミリメートル

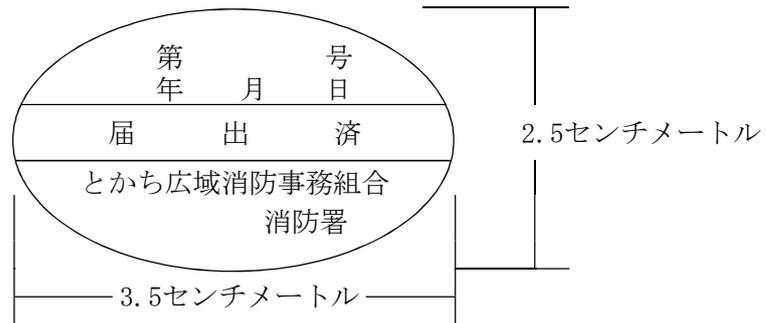
備考

- 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
- 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

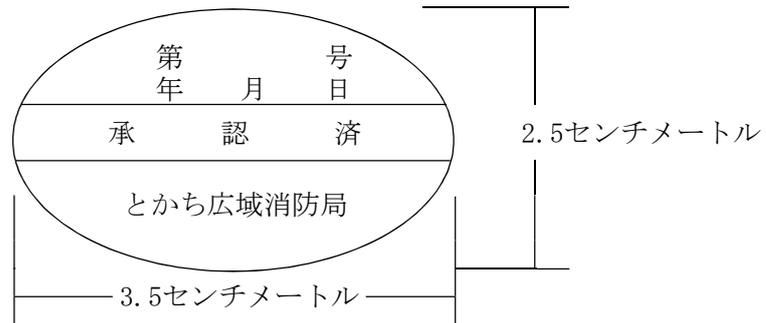
様式第22号（第29条関係）



様式第22号の2（第29条関係）



様式第23号（第29条関係）



様式第23号の2（第29条関係）

